

第1回 滋賀県史編さん会議 会議次第

令和5年(2023年)11月14日(火) 10:30~12:00

県庁危機管理センター災害対策室1

1 開会

(1) 副知事あいさつ

(2) 委員御紹介

2 議題

(1) 滋賀県史編さんの経過および編集の進捗状況

- ・ 新しい滋賀県史の編集について(県史編集委員長)

(2) 「県史編さん」にかかる情報発信事業について

3 その他

【配布資料】

資料1(1) 滋賀県史編さんの経過および編集の進捗状況

資料1(2) 滋賀県史編さん大綱および組織イメージ図

資料1(3) 滋賀県史全9巻編さんスケジュール案

資料1(4) 新しい滋賀県史の編集について(県史編集委員長)

資料2(1) 「県史編さん」にかかる情報発信事業について

資料2(2) これまでのミニ展示の概要について

参考資料1 滋賀県史編さん会議設置要綱

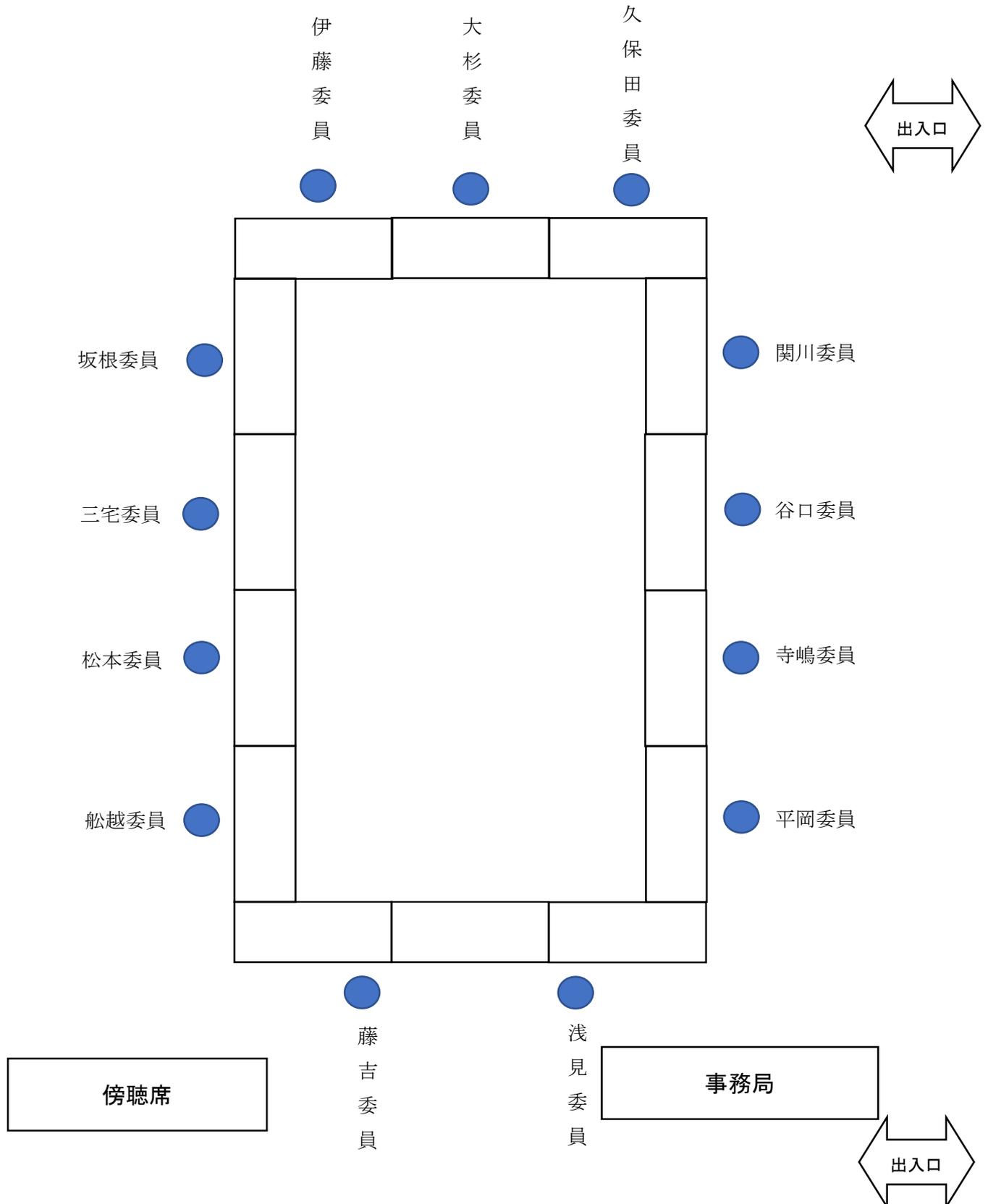
参考資料2 滋賀県史編さん会議委員一覧

参考資料3 滋賀のアーカイブズ

滋賀県史編さん会議配席図

令和5年11月14日(火) 10:30~12:00

県庁危機管理センター災害対策室1



滋賀県史編さんの経過および編集の進捗状況

1 滋賀県史編さんにかかるこれまでの経過

(1) これまでの滋賀県史編さん

	編さんの時機	対象年代	構成	編さん期間
【第1期】 滋賀県史	明治維新 から 50 年	上代～大正時代	全 6 巻 年代順	大正 8 年度 (1919) ～昭和 2 年度 (1927)
【第2期】 滋賀県史 昭和編	滋賀県誕生 から 100 年	昭和時代の 約 50 年間	全 6 巻 分野別	昭和 42 年度 (1967) ～昭和 60 年度 (1985)
【今期】 滋賀県史	滋賀県誕生 から 150 年	明治 5 年 (1872) ～令和 4 年 (2022)	全 9 巻 分野別	令和 5 年度 (2023) ～令和 19 年度 (2038)

(2) 今期の滋賀県史編さんまでの経過

- ・ これまで 50 年ごとに滋賀県史を編さん。第 2 期県史は、対象年代において第 1 期県史の続編的な形となっている。
- ・ 今回、令和 4 年 (2022 年) に滋賀県誕生 150 周年の節目を迎えたことを契機に新たな「滋賀県史」の編さんに着手
- ・ 新たな「滋賀県史」の編さんにあたって、まず編さん方針を決めるため、「県史編さんのあり方検討懇話会」を設置。そこでの議論を踏まえて編さん方針を「滋賀県史編さん大綱」(以下「大綱」)として決定【参照：資料 1 (2)】

《 大綱の概要 》

(ア) 目的

- ・ 本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、その歴史を学ぶことに寄与すること
- ・ 未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝えること
- ・ 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図ること

(イ) 方針

- ・ 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置付けること
- ・ 最新の調査や研究の成果を広く取り入れるなど、高度な学術研究の水準を持つこと
- ・ できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、県史へ容易にアクセスできるよう情報通信技術を活用すること
- ・ 県内外に所在する資料を丹念に調査し、資料データの収集と保存に努めること
- ・ 県民の理解と参加のもとに進められるよう取り組むこと

(ウ) 県史の構成

対象年代 明治5年（1872年）から令和4年（2022年）の150年間

※ 主に以下の理由から、第2期県史の続編としないこととされた。

- ・ 編さんの目的から、長期的な視点で本県の歩みを振り返ることが適当
- ・ 第2期県史以降の調査・研究の成果を広く取り入れるべき。

巻の構成

資料編（2巻）、通史編（4巻）、年表のほか、

通史編の内容を簡略に叙述した概説、写真・地図等を掲載した図録を刊行

(エ) 編さん期間

令和5年度から令和19年度まで（15年間）

(オ) 編さん組織

滋賀県史編さん会議

役割：県史編さんについて大所高所から意見を述べる組織

例）進捗状況の確認、県民への普及・情報発信事業実施に対する意見

滋賀県史編さん編集会議（以下「編集会議」）

役割：県史編集作業の実施。

事務局が企画する「県民への情報発信事業」への助言、協力

なお、編集会議の下に、実際に県史の執筆にあたる「専門部会」（6部会）を設置

また、専門部会間の調整は編集会議で実施

- 〈専門部会〉 ①政治・行政（戦前） ②政治・行政（戦後） ③産業・経済
④環境・琵琶湖 ⑤社会・福祉 ⑥教育・文化・民俗

(カ) 県民への情報提供

県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、以下の情報発信をホームページや刊行物、講演会開催などにより広く県民に提供

- ・ 編さんの進捗状況や、資料等の調査研究の成果
- ・ 県民から寄せられた文書等の資料や情報 など

2 県史編さんの取組状況

(1) 編集会議

(7) 構成（令和5年4月1日設置）

県史編さん編集会議における役職	氏名	職名
県史編集委員長	伊藤 之雄	京都大学 名誉教授
副編集委員長 兼 産業・経済部会長	坂根 嘉弘	広島修道大学商学部 教授
委員 兼 政治・行政（戦前）部会長	森 靖夫	同志社大学大学院法学研究科 教授
委員 兼 政治・行政（戦後）部会長	森 裕城	同志社大学法学部 教授
委員 兼 環境・琵琶湖部会長	香川 雄一	滋賀県立大学環境科学部 教授
委員 兼 社会・福祉部会長	小林 丈広	同志社大学文学部 教授
委員 兼 教育・文化・民俗部会長	田中 智子	京都大学大学院教育学研究科 教授

（敬称略）

(4) 活動状況

今年度は5回の開催を予定

①滋賀県編さんの全体スケジュールの決定【参照：資料1（3）】

- ・ 15年間のスケジュールを第1回会議（5/14）で決定

資料編、通史編と順次刊行し、その後、概要版である「よく分かる滋賀県の150年」、図録である「目で見える滋賀県の150年」および年表を刊行する。

②仮目次の決定に向けた検討

- ・ 全体スケジュールに沿って検討を行うもの
- ・ 第2回会議以降は各専門部会の考えを発表してもらい、妥当な内容となるよう検討中（令和5年内に開催する3回の会議において発表・議論）
- ・ 年明けの会議で最終的な議論を行い、決定の見込み。

③具体的な編集方針や作業手順の確認・決定（学術レベルと分かり易さの両立）

例）・1次資料によるなど記述の出典を明確にした執筆

- ・ 当面の目標である資料編について、掲載資料は原文の片仮名を平仮名にするなど読みやすさを重視
- ・ 「目で見える滋賀県の150年」の効果的な活用（執筆分野によっては、通史編でなくこちらに掲載）
- ・ 専門部会間の分担割合の決定

(5) 専門部会の運営

- ・ 各専門部会では執筆委員の選任を行うとともに、打合せ会議を開催するなど活動を開始

(2) 事務局における資料調査、および情報発信の実施

〈資料調査〉

- 適宜、編集委員長の指導や助言をいただきながら、京都新聞記事の悉皆調査のほか、県立図書館、滋賀大図書館など県内施設、国会図書館、国立公文書館など県外施設が所蔵する資料の調査・収集を自主的に実施
- また、専門部会長や執筆者の要請に基づく資料の調査・収集を実施

〈情報発信〉

- 資料調査の中で収集した資料をもとに、ミニ展示を3回開催
- なお、県史等の刊行物を理解することが難しい世代（小・中学生など）への情報発信方法については、今後の課題と認識

【参照：資料2（2）】

滋賀県史編さん大綱

第 1 趣旨

この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

1. 交通の要衝として今も多くの人々の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。
2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝えるとともに、県内外や世界に向けて発信する。
3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。

第 3 方針

1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。
2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。
3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。
4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。
5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。

第 4 県史の構成

滋賀県が誕生した明治 5 年から令和 4 年までの 150 年を主たる対象とする近現代史とし、資料編 2 巻、通史編 4 巻、年表のほか、簡略に叙述した概説および写真・地図等の図録により構成されるものとする。

第 5 期間

県史の編さんに要する期間は、令和 5 年度から令和 19 年度までの 15 年間を目途とする。

第6 組織

1. 県史の編さんのため、滋賀県史編さん会議および県史編集会議を設置し、県史編集会議に専門部会を設置する。
2. 滋賀県史編さん会議は、県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項について検討を行う。
3. 県史編集会議は、県史編集委員長、同副委員長および専門部会の長で構成し、専門部会間の調整を図り、県史の編集を行う。
4. 専門部会は、専門部会長および執筆委員で構成し、専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。
5. 専門部会は、政治・行政（戦前）、同（戦後）、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福祉、教育・文化・民俗の6部会とする。
6. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。

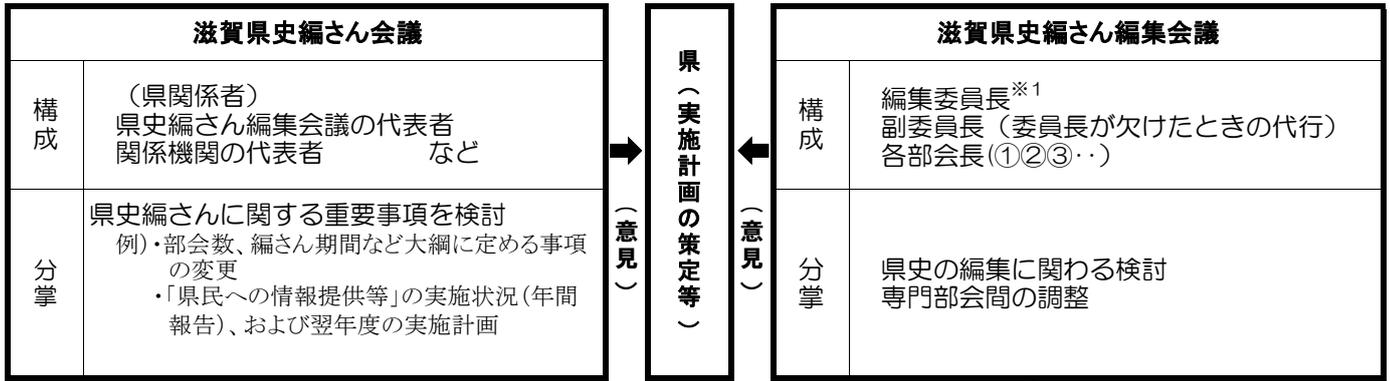
第7 県民への情報提供等

県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や新たな史実の発見といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報などを、例えばホームページでの公開や逐次刊行物の発行、講演会の開催を通じて広く県民に提供する。

第8 その他

この大綱に定める事項を進めるため実施計画を定めるほか、県史の編さんに関し必要な事項は別に定める。

【参考】滋賀県史編さん組織について



※1 編集委員長は、県史編集の統括的な調整を行う。

※2 部会の構成・分掌
 構成: 部部长および執筆委員
 分掌: 各分野において、県史編さんに必要な資料の調査、執筆、編集等

滋賀県史全9巻編さんスケジュール案 (15年で全巻刊行)

①4～6月 ②7～9月		③10～12月 ④1～3月		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
				2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度
第1巻	通史編・戦前・I	執筆委員の決定							仮目次の作成				編集・校正・印刷					
第2巻	通史編・戦前・II	執筆委員の決定							仮目次の作成				編集・校正・印刷					
第3巻	通史編・戦後・I	執筆委員の決定											仮目次の作成				編集・校正・印刷	
第4巻	通史編・戦後・II	執筆委員の決定											仮目次の作成				編集・校正・印刷	
第5巻	資料編・戦前	①	テーマの調整				掲載史料の翻刻											
		②	執筆委員の決定				解題の校正											
		③					巻名の決定等											
		④	仮目次の作成				刊行											
第6巻	資料編・戦後	①	テーマの調整			テーマの調整			掲載史料の翻刻									
		②				執筆委員の決定(名簿作成)			解題の校正									
		③							巻名の決定等									
		④					仮目次の作成			刊行								
第7巻	よくわかる滋賀県の150年※																	編集・校正・印刷
第8巻	目で見える滋賀県の150年※※																	編集・校正・印刷
第9巻	年表	監修者の決定																編集・校正・印刷

※通史編戦前Ⅰ・Ⅱと戦後編Ⅰ・Ⅱを約10分の1に簡略化して、300頁程度で滋賀県の150年をわかりやすく描く。

※※滋賀県の150年の変化を、写真・地図・CGで加工した図等により、地理的観点から目で見えることを重視し、A5版より大きい版にして、200頁程度でわかりやすく描く。

新しい滋賀県史の編集について

2023.11.14

編集委員長 伊藤之雄

(1) 研究者に分担すれば学術的レベルを保ったわかり易い県史ができるか

(2) 編集方針（編さん大綱）

- ① 通史編は高校生でも理解できることを目標に（わかり易い文章と歴史用語への説明）
- ② 通史編・資料編ともにふりがな。資料編には全体の解説、個別資料にもできるだけ解説を付す
- ③ 通史編・年表編の典拠の明示

(3) 編集体制

① 編集会議（編集委員兼各専門部会長ら）

→編集方針や県史の大きな流れ、各地域の特色等の検討、各分野の相互の調整

例) 近代の近江商人の実態と相互作用： 江州米の品質の高さ、

県産の工芸作物（麻、茶、菜種、綿など）の豊かさ、識字率（読み・書き・算盤）の高さ、
信用組合の貯金残高の多さ（全国で滋賀県は 1914 年末第 4 位、1925 年末第 2 位）

- a 通史編は当然のこと、資料編でも時期区分（ただし、民俗・建築を除く）
- b 大きな流れを考察する等の一助とするため、『滋賀県史研究』の刊行

② 編さん事務局における資料収集（編集会議や各専門部会との緊密な連携の下で）

- a 県立公文書館が所蔵する公文書を全面的に活用
- b 明治以降の地域新聞記事をくまなく調査
- c 県内各地域、国会図書館などが所蔵する資料の収集

例) GHQ 関係の文書…県作成の公文書・GHQ 作成の文書（英語）

③ 多様な事実や各地域の特色をふまえて滋賀県の歴史の大きな流れを明らかにする

- a 各編集委員（部会長）による担当部会の原稿の点検
→編集委員長による全原稿の点検（必要なら県当局と調整）
- b 指示にもとづいて原稿の修正

(4) 大きな流れを中心に通史編をコンパクトにまとめた『よくわかる滋賀県の 150 年』や『目で見ると
滋賀県の 150 年』の刊行

「県史編さん」にかかる情報発信事業について（計画）

資料2(1)

計画内容	開始時期	頻度	実施者（役割分担）	概要
①企画展示の実施	R6年1月頃～	年1回	事務局 （県史編さん職員等）	<p>京都新聞記事の収集で得た記事等をもとに、その都度テーマを決めて展示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県史編さん職員等（6人）が1人1テーマを設定し、関連資料（新聞記事や歴史公文書等）を用いて展示を行う。 ●6テーマで、一挙に展示を行う。 （初回はR5年度調査対象の明治14～33年頃の資料をもとに実施する。） <p>*成果の一部を『湖国と文化』に寄稿する。</p>
②ミニ展示の実施	R5年6月～	年6回	事務局 （県史編さん職員等）	<p>県庁新館2階県民情報室前で所蔵資料に係るミニ展示を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県史編さん職員等が3,4点の資料をパネルにして、キャプションを付ける。 <p>*これまでの展示概要は別添資料2（2）参照</p>
③情報紙の発行	R5年9月～	年2回	主に事務局 （県史編さん職員等） 執筆委員（部会長含む） 他	<p>公文書館の情報紙『滋賀のアーカイブズ』において県史編さん事業の情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所蔵・収集資料を県史編さん職員等が調査した内容や、編さん委員・執筆委員からの寄稿、県史編さんの進捗状況、県民や郷土史家からの情報提供等を掲載する。 <p>*公文書館の情報発信も併せて行う必要があることから、既存の刊行物を活用する。 *県民等が保管する歴史的に価値ある資料の発見にもつなげる。</p>
④研究誌の発行	R6年度～	年1回	主に事務局 （県史編さん職員等） 執筆委員（部会長含む） 他	<p>研究誌『滋賀県史研究』を刊行し、県史に係る新たな史実を踏まえ、県史の大きな流れを明らかにする論文や、収集・所蔵資料の基礎的研究に係る論文等を掲載する。 併せて、滋賀県に関する書籍の書評や、編さん事業に係る報告等も随時掲載する。論文を査読する編集委員は県史編集会議委員が兼任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県史編さん職員等を中心に、執筆委員や郷土史家等も執筆する。 編集委員は県史編さん編集委員で構成
⑤講演会の開催	R6年度～	年1回	執筆委員等 （部会長含む）	<p>執筆委員が、県史編さんを通じて得た知見を広く県民等に紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R6は部会長2名、または1名+事務局を予定
⑥講座の開催	R6年度～	年数回	事務局 （県史編さん職員等）	<p>県史編さん職員等が、県史編さんを通じて得た知見を広く県民等に紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講座のテーマは、県民に身近なものを中心に選ぶ。

これまでのミニ展示の概要について

展示場所 滋賀県庁新館 2 階県民情報室前展示スペース

展示内容**第 1 回「警察文書でたどる大津事件」**（展示期間：令和 5 年 6 月 14 日～8 月 4 日）

明治 24 年（1891 年）5 月 11 日、大津を訪問していたロシア皇太子のニコライを、警備中の津田三蔵巡査が斬りつける事件が発生しました。「大津事件」です。本展示では、令和 4 年度（2022）に警察本部から公文書館に移管された大津事件関係資料の一部を紹介しました。

【展示資料】

- ①「露国皇太子殿下を傷けたる現場略図」明治 24 年 5 月
- ②「手続上申書」明治 24 年 5 月 11 日
- ③「津田三蔵性行調査につき通牒の件」明治 24 年 5 月 13 日
- ④「上申書」明治 24 年 5 月 15 日

第 2 回「東久邇宮御成に見る戦時下の滋賀県」（展示期間：令和 5 年 8 月 7 日～9 月 27 日）

今から 80 年前の昭和 18 年（1943 年）11 月、皇族で防衛総司令官の東久邇宮稔彦王陸軍大將が、滋賀県を視察しました。その時の視察の記録をまとめた『東久邇宮御成関係書類』には、県の公文書として記録されにくい、防空設備や軍需産業に関する資料が数多くつづられています。貴重な歴史公文書から、戦時下の滋賀県の様子を展示しました。

【展示資料】

- ①「言上書」（昭和 18 年 [1943 年]）
- ②「殿下御台覧滑空実施計画」（昭和 18 年 [1943 年]）
- ③「朝日紡績株式会社草津工場概況」（昭和 18 年 [1943 年]）
- ④「八幡防空監視所図面」（昭和期）

第 3 回「滋賀県政百年記念事業」（展示期間：令和 5 年 9 月 28 日～12 月 1 日）

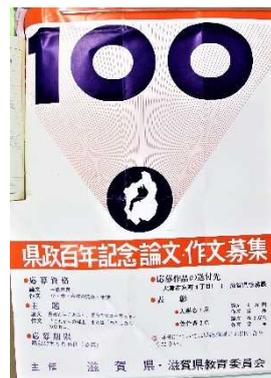
当館では、県政 150 周年を記念して今年度から県史編さん事業を開始しました。前回の県史である滋賀県史昭和編は、昭和 47 年の県政 100 年記念事業の一部として実施されました。本展示では、当時の記念事業の様子を展示しています。

【展示資料】

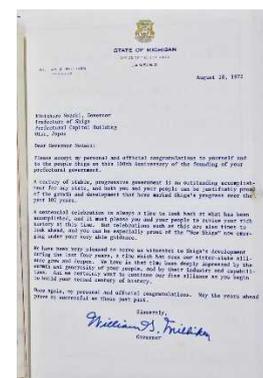
- ①「県政百年記念論文・作文募集のポスター」昭和 47 年 7 月 26 日
- ②「県政百年記念パンフレット」昭和 47 年 9 月 29 日
- ③「ミシガン州知事から滋賀県知事への書簡」昭和 47 年 8 月 18 日
- ④「滋賀県史寄贈依頼に対する回答について」昭和 47 年



第 3 回展示「滋賀県政百年記念事業」



県政百周年記念論文・作文募集のポスター



ミシガン州知事から滋賀県知事への書簡

滋賀県史編さん会議設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県史の編さんを円滑かつ効率的に推進するため、滋賀県史編さん会議（以下「編さん会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 編さん会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀県史編さん大綱の変更に関する事。
- (2) 県民への普及・情報発信活動に関する事。
- (3) その他滋賀県史編さんにおける重要事項に関する事。

(組織)

第3条 編さん会議は、議長、副議長および委員の合計16人以内で組織する。

- 2 議長は、副知事をもって充て、編さん会議を代表する。
- 3 副議長は、編集委員長をもって充て、議長を補佐し、議長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、関係団体の代表者その他編さん会議の運営に必要な者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 編さん会議は、議長が招集し、議事を進行する。

- 2 会議は、過半数の出席を持って成立する。
- 3 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 編さん会議の庶務を処理するため、滋賀県立公文書館に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、編さん会議の運営に必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

令和5年度 滋賀県史編さん会議委員一覧

(敬称略)

氏名	現役職等
えちご ひろのり 越後 宏規	滋賀県農業協同組合中央会 農業・地域対策部 次長
くぼた しげゆき 久保田 重幸	愛荘町立秦荘中学校 校長
せきがわ まさゆき 関川 雅之	滋賀県環境学習等推進協議会委員
たにぐち いくみ 谷口 郁美	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 副会長
てらしま ひろふみ 寺嶋 裕文	滋賀県民俗文化財保護ネットワーク 会長
ひらおか なつき 平岡 菜月	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科3回生
ふじよし ひろし 藤吉 央	公募委員
ふなこし ひでゆき 船越 英之	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 販路開拓課長・経営相談室長
まつだ きくこ 松田 規久子	株式会社京都新聞社編集局文化部 編集委員
まつの まさはる 松野 勝治	滋賀県公共図書館協議会副会長 東近江市立八日市図書館長
まつもと けいし 松本 圭司	びわ湖放送株式会社取締役 放送管理局長
みやけ たかみ 三宅 貴江	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 「湖国と文化」編集長
おおすぎ すみこ 大杉 住子	滋賀県副知事
いとう ゆきお 伊藤 之雄	京都大学名誉教授(日本政治外交史)
さかね よしひろ 坂根 嘉弘	広島修道大学商学部教授
あさみ ゆみこ 浅見 裕見子	滋賀県総合企画部長

※県職員および県史編さん編集委員を除き50音順